

## 投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. 投資信託の多様化に伴い、投資信託委託会社が作成しなければならない附属明細書及び運用報告書を追加することとする（第 57 条、第 58 条）。
2. その他所要の規定の整備を行うこととする。